(2)(3) 酒気ヲ帯ビ又ハ異様ノ服装ヲナシタル者ハ参加セシメザル事
隊伍ハ二列縦隊トシ一隊五十名ニ監視員各二名宛ヲ附スル事
隊員ハ一定ノ徽章ヲ附シ各隊ノ間隔ハ約十間ヲ保ツ事
監督員ハ一般会員ト識別シ易キ為メ特ニ異リタル標章（赤布印ヲ左腕ニ着ク）ヲ附シ総指揮者ハ赤色ノ襷ヲ左肩ヨリ掛クル事
(4) 各隊監督員ノ住所職業氏名年令ハ予メ届出ヅル事
註 各団体ノ監督員ハ大体決定シ居ルヲ以テ速ニ届出ルモ各隊ノ監督員ハ参加団体員ノ都合ニ依リ十日午後ニアラザレバ決定セザル[illegible]中ニ届出ヅル事
(5) 途上痛罵ヲナサザル事
(6) 一定ノ（届出ニ依ル）場所以外ニ運動又ハ示威ニ渉ル行為ヲナサザル事
(7) 棍棒其他危険ナル物件ヲ携帯セザル事
(8) 鳴物類ノ外旗幟喇叭ノ類ヲ用ヒザル事
(9) 旗幟ハ会ノ名称ノ外運動ノ目的ヲ表示セル文字ヲ記載シタル一旒ヲ先頭ニ携帯スル事
(10) 行列進行中線路附近ノ地点ニハ予メ責任者ヲ配置シ警察官ト協力シ通行ニ支障ナカラシムル事
(11) 議会其他諸団体ノ場合ハ総代ノ外赴カザル事
以上第二乃至第十一ノ事項ニ干シテハ請書ヲ提出スル事

八

二十六日午後一時ヨリ[illegible]屋外集会及示威運動ヲ芝公園運動場ニ於テ開催會衆約二千名會場ニハ紅白ノ旗幟[illegible]団体数及普選促進[illegible]第十七条撤廃等ト記シタル[illegible]テ定刻鈴木文治ノ開會ノ辞ニ次テ会田吉政（日本機械技工組合）[illegible]坂仁義治（金口坑夫組合）入沢吉二郎（信友会）小笠原[illegible]（自由労働者組合）石塚信造（汎労会）中谷[illegible]（工人会）武井[illegible]（交通労働組合）平沢計七（友愛会）等ノ演説アリテ午後二時頃ニリ

屋外運動ヲ移リ午後三時三十分日比谷公園ニ入リ音楽堂前ニテ停止シ鈴木文治ハ別記ニケ条ノ決議文ヲ読ミ上ゲ再ビ行進ヲ始メ二重橋前ニ至リ君ガ代並普選ノ歌ヲ唱ヒ陛下ノ万歳ヲ三唱シテ解散セリ

而シテ此ノ運動ニ参加セル団体名ハ、加シ友愛会本部及各支部、日本製工組合、築地工人会、日本交通労働組合、汎労会、東京鉄工組合、日本機械技工組合、信友会、東京家具職工組合、職人（セルロイド職工組合）、自由労働者組合、石工組合、金口坑夫組合

宣言

夫レ労働者は生産の原動にして又文化の支持者なり然るに現代社会の最大欠陥なる資本主義が其根絆を張るや労働者の地位は忽ち賃銀奴隷の境遇に堕落して人生一切の自由と幸福と希望と光明とは悉く其身辺を離れ去れり　物質文明は吾人が労働の結果なりと雖吾人は之に依りて受くる報償は貧困と無智と圧迫とに過ぎず　吾人は斯の如き情に堪へずして団結の威力を以て此酷状を脱せんとするや吾人の如きは法制の力を借りて吾人の罷工権及団結権を奪はんとするが如きは是れ所ち吾人の生存権まで犯さんとするものにあらずして何ぞや　現行治安警察法第十七条の如きは官僚専制主義を夢想する最大悪法たるのみならず又文明の一大恥辱なりと云ふべし吾人労働者が死力を尽して之が撤廃を期するもの豈偶然ならんや然して吾人は常に経済上に於ける運動の自由を獲得するを以て満足するものにあらず　進んで政治上の自由まで獲得し国民参政の権利を確実にするを要す　立憲政治布かれてより茲に五十年　然して憲政は名のみにして一般民衆は全く政治上没交渉の観あるに於て国家の政治と法政とは一部特権階級の左右する所となり国民は即ち之に盲従せしめらるゝに過ぎず是れ豈時代遅れの両義平等の観念普及